

議案第90号

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「ある者」を「ある者又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条の2 法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同項第2号の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第4条の4に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第1条から第3条まで及び第37条の2並びに指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39、第12条、第19条、第21条、第22条第4項、第23条から第27条まで、第28条第1項、第29条から第35条まで及び第36条第1項に定めるところによる。

（共生型地域密着型サービスに係る管理者の責務）

第4条の3 共生型地域密着型サービスの事業を行う者（以下「共生型地域密着型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、

第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39、第12条、第23条から第27条まで、第29条から第35条まで及び第36条第1項に係る部分並びに次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(共生型地域密着型サービスに係る記録の整備)

第4条の4 共生型地域密着型サービス事業者は、利用者に対する共生型地域密着型サービスの提供に関する指定地域密着型サービス基準第37条の3において読み替えて準用する指定地域密着型サービス基準第36条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

第5条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改め、同条第8号中「第80条」を「第80条並びに附則第17条及び第18条」に改める。

第6条の見出しを「(指定地域密着型サービスに係る管理者の責務)」に改める。

第7条の見出しを「(指定地域密着型サービスに係る記録の整備)」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例 (抄)

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者等)

第4条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の条例で定める者は、法人である者又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)とする。

(共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条の2 法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同項第2号の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第4条の4に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第1条から第3条まで及び第37条の2並びに指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39、第12条、第19条、第21条、第22条第4項、第23条から第27条まで、第28条第1項、第29条から第35条まで及び第36条第1項に定めるところによる。

(共生型地域密着型サービスに係る管理者の責務)

第4条の3 共生型地域密着型サービスの事業を行う者(以下「共生型地域密着型サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39、第12条、第23条から第27条まで、第29条から第35条まで及び第36条第1項に係る部分並びに次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(共生型地域密着型サービスに係る記録の整備)

第4条の4 共生型地域密着型サービス事業者は、利用者に対する共生型地域密着型サービスの提供に関する指定地域密着型サービス基準第37条の3において読み替えて準用する指定地域密着型サービス基準第36条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5

年間保存しなければならない。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第8条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1)～(7) 省略

(8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）指定地域密着型サービス基準第109条から第114条まで、第116条から第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38、第3条の39、第28条第1項、第32条、第33条、第34条第1項から第4項まで及び第80条並びに**附則第17条及び第18条**

(9)～(11) 省略

(指定地域密着型サービスに係る管理者の責務)

第6条 省略

(指定地域密着型サービスに係る記録の整備)

第7条 省略